
プロジェクト **IFRS S2 号に相当する基準の開発**

項目 **世界産業分類基準 (GICS) の取扱い**

I. 本資料の目的

1. 当委員会は、2024 年 3 月 29 日に、次の公開草案（以下あわせて「2024 年 3 月公開草案」という。）を公表した。
 - (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という。）
 - (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」
 - (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という。）
2. 2024 年 3 月公開草案のコメント期間は 2024 年 7 月 31 日までであり、当該公開草案に対して 100 通を超えるコメントが寄せられた。
3. 本資料は、2024 年 3 月公開草案に対して寄せられたコメントのうち、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示において用いることを提案している、「世界産業分類基準」（以下「GICS」という。）の取扱いについて検討することを目的としている。

II. 事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 29 項参照）。
 - (1) 2024 年 3 月公開草案を変更し、産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーの開示を求め、その産業分類に GICS を使用することを求めるものの、当面の間、産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の開示をしないことができる旨を経過措置として定める。（2024 年 3 月公開草案から変更あり）

- (2) 気候基準の結論の背景において、GICS の使用に関する要求事項に関連して、対応する ISSB 基準を改訂するかどうかの議論が ISSB において行われているため、当面の間、開示を求めないものの、適用基準における「本基準公表後の対応¹」のとおり、ISSB 基準が改訂された場合には、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準(以下「SSBJ 基準」という。)においても同様の改正を行うかどうかの議論を行う予定であることを記述する。(2024 年 3 月公開草案に含まれていない提案)

Ⅲ. これまでの議論

ISSB 基準における定め

5. 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が公表する IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。また、IFRS S2 号を含む、ISSB が公表する IFRS サステナビリティ開示基準を「ISSB 基準」という。）では、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示において、次のとおり、GICS を用いることを要求している（IFRS S2 号 B62 項(a)及び(b)並びに B63 項(a)及び(b)）。

<p>B62 商業銀行活動に参加する企業は、次の事項を開示しなければならない。</p> <p>(a) 各産業について、資産クラス別に、「スコープ 1」、「スコープ 2」及び「スコープ 3」の温室効果ガス排出に分解された、企業自身のファイナンスド・エミッションの絶対総量（absolute gross）。ただし、次のとおりとする。</p> <p>(i) 産業 — 企業は、報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した、「世界産業分類基準」（GICS）の 6 桁の産業レベルのコードを相手方の分類に使用しなければならない。</p> <p>(ii) 資産クラス — 開示には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントを含めなければならない。企業が、その他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない。</p> <p>(b) 企業の財務諸表の表示通貨で表される、資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャー。ただし、次のとおりとする。</p> <p>(i) 資金提供された金額 — 「IFRS 会計基準」又はその他の会計基準に準</p>
--

¹ ISSB による ISSB 基準の改訂が確定した場合の当委員会における対応については、第 45 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 12 月 16 日開催）審議事項 A1-2 「確定基準公表後の対応」において審議したとおり、「本基準公表後の対応」として適用基準に含める予定である（HP では非公表）。

拠して作成されたかにかかわらず、グロス・エクスポージャーは、資金提供された帳簿価額(該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額)として計算しなければならない。

- (ii) 未実行のローン・コミットメント — 企業は、実行済みのローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示しなければならない。

B63 保険産業に関連する金融活動に参加する企業は、次の事項を開示しなければならない。

- (a) 各産業について、資産クラス別に、「スコープ 1」、「スコープ 2」及び「スコープ 3」の温室効果ガス排出に分解された、企業自身のファイナンスド・エミッションの絶対総量 (absolute gross)。ただし、次のとおりとする。

- (i) 産業 — 企業は、報告日時点で入手可能な最新版の分類システムを反映した、「世界産業分類基準」(GICS) の 6 桁の産業レベルのコードを相手方の分類に使用しなければならない。

- (ii) 資産クラス — 開示には、融資、プロジェクト・ファイナンス、債券、株式投資及び未実行のローン・コミットメントを含めなければならない。企業が、その他の資産クラスについてファイナンスド・エミッションを計算しこれを開示する場合、それらの追加の資産クラスを含めることが、一般目的財務報告書の利用者に、関連する情報を提供する理由についての説明を含めなければならない。

- (b) 企業の財務諸表の表示通貨で表される、資産クラス別のそれぞれの産業へのグロス・エクスポージャー。ただし、次のとおりとする。

- (i) 資金提供された金額 — 「IFRS 会計基準」又はその他の会計基準に準拠して作成されたかにかかわらず、グロス・エクスポージャーは、資金提供された帳簿価額(該当する場合は、貸倒引当金を控除する前の金額)として計算しなければならない。

- (ii) 未実行のローン・コミットメント — 企業は、実行済みのローン・コミットメントと区別して、コミットメントの総額を開示しなければならない。

6. ここで、GICS は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスと MSCI が共同開発した産業分類とされており、前項の要求事項における「6 桁の産業レベルのコード」とは、11 セクタ

一、25 産業グループ、74 産業及び 163 のサブ産業グループで構成されたコードのうち、74 の産業分類に該当するものと考えられる²。

2024 年 3 月公開草案における提案

7. 2024 年 3 月公開草案では、ISSB 基準との整合性や比較可能性の観点から、ISSB 基準と同様に、次のとおり、報告期間の末日において入手可能な、最新の GICS の 6 桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーの開示を要求することを提案した（気候基準案 C8 項(1)②及び(2)①、並びに C9 項(1)②及び(2)①）。

- C8. 報告企業が商業銀行に関する活動を行う場合、次のようにしなければならない。
- (1) ファイナンスド・エミッションの絶対総量について、次のように開示しなければならない。
 - ② 報告期間の末日において入手可能な、最新の「世界産業分類基準」(GICS) の 6 桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。
 - (2) グロス・エクスポージャーについて、次のように開示しなければならない。この際、グロス・エクスポージャーは、関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準にかかわらず、貸借対照表価額（該当ある場合、貸倒引当金を控除する前の金額）を開示しなければならない。
 - ① 報告期間の末日において入手可能な、最新の「世界産業分類基準」(GICS) の 6 桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。
- C9. 報告企業が保険に関する活動を行う場合、次のようにしなければならない。
- (1) ファイナンスド・エミッションの絶対総量について、次のように開示しなければならない。
 - ② 報告期間の末日において入手可能な、最新の「世界産業分類基準」(GICS) の 6 桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。
 - (2) グロス・エクスポージャーについて、次のように開示しなければならない。この際、グロス・エクスポージャーは、関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準にかかわらず、貸借対照表価額（該当ある場合、貸倒引当金を控除する前の金額）を開示しなければならない。
 - ① 報告期間の末日において入手可能な、最新の「世界産業分類基準」(GICS) の 6 桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解する。

² <https://www.msci.com/our-solutions/indexes/gics#:~:text=GICS%20is%20a%20four%2Dtiered,to%20its%20principal%20business%20activity.>

8. 当委員会における審議の過程では、企業は総務省が公表している「日本標準産業分類」又は当該分類に基づく日本取引所グループの産業分類³を用いることが多いと考えられるものの、GICS では 163 のサブ産業グループにおいて詳細な産業の説明がなされており、各企業が現在用いている分類に基づき GICS への読み替えがなされることが考えられたため、SSBJ 基準においてさらなる対応の必要性は想定されなかった。

寄せられたコメント

9. 本論点に対して、次のとおり、GICS のコードを用いないことを許容すべきとのコメントが寄せられた。
- (1) SSBJ が各金融機関に対し、特定の民間企業が策定している GICS コードでの分類・開示を義務化すべきではなく、GICS コードの使用は任意とすべきである。GICS コードでの分類・開示を行う場合、特定の民間企業からライセンス料の支払を求められる可能性がある。GICS コードでの分類・開示を義務付けるということは、結果として SSBJ が各金融機関に対し、特定の民間企業へのライセンス料の支払を義務付けることになるため、適切ではない（作成者）。
 - (2) GICS の 6 桁の産業レベルのコードを用いて産業別に分解して開示することが求められているが、以下の理由により、分解に使用する区分や粒度は各金融機関が選択できるよう要件を緩和いただきたい（作成者）。
 - ① ポートフォリオの管理において必ずしも GICS を使用していない金融機関が一定数存在すると想定され、多数の機関において GICS による分解に際して金額面及び作業面で追加負担が発生する可能性がある。
 - ② 産業別のグロス・エクスポージャーに関する情報が投資戦略等の機密情報にあたる可能性があり、すべての金融機関に対して一律に産業別の開示を求めることは望ましくない。
 - ③ GICS の 6 桁の産業レベルのコードは約 80 種類あり、多くの機関にとって詳細に過ぎる可能性がある。仮に GICS を使用する場合であっても 2 桁のセクターレベルのコードあるいは 4 桁の産業グループレベルのコードでも十分に産業別の概況を把握できると考える。

³ <https://www.jpx.co.jp/sicc/sectors/nlsgeu00000329wk-att/gyousyu.pdf>

IV. 事務局による分析

国際的な整合性

10. 当委員会では、ISSB 基準との整合性を図るため、ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることを基本方針としている。そのうえで、相応の理由が認められるものについては、ISSB 基準に SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めることとしている⁴。
11. ここで、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を GICS の産業分類を用いて開示することを求めることにより、国際的に比較可能性の高い、利用者の意思決定に有用な情報が提供されることが考えられる。このため、GICS の 6 桁の産業レベルのコードが無償で利用可能であれば、ISSB 基準と同様の要求事項を取り入れることが適切であると考えられる。
12. しかしながら、本資料第 9 項の記述のとおり、2024 年 3 月公開草案に対して、市場関係者より、GICS の 6 桁の産業レベルのコードを用いるにあたりライセンサーとの間で別途の有償契約が必要になる可能性があり、SSBJ 基準において GICS の 6 桁の産業レベルのコードを用いることを要求することにより、特定の民間企業へのライセンス料の支払を企業に義務付けることになるとのコメントが寄せられた。
13. この点、開示基準は社会のインフラと考えられ、特に SSBJ 基準が金融商品取引法等の法令のもとで用いられることとなった場合、GICS の 6 桁の産業レベルのコードの使用のために特定の民間企業への支払を強いる結果となる定めを設けることは、不適切であると考えられる。このため、SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めることの相応の理由となると考えられる。
14. なお、本論点は我が国に固有のものではなく、例えば英国では、GICS の使用に関する要求事項に代えて、企業がその他の規制又は財務報告目的において用いている、国際的に認識されている産業分類を用いなければならない、とする方向で検討が行われている⁵。

⁴ 第 37 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 8 月 21 日開催）審議事項 A1 「開発にあたっての基本的な方針」

⁵ https://media.frc.org.uk/documents/UK_Endorsement_of_IFRS_S1_and_IFRS_S2.pdf

B62 *An entity that participates in commercial banking activities shall disclose:*

(a) *its absolute gross financed emissions, disaggregated by Scope 1, Scope 2 and Scope 3 greenhouse gas emissions for each industry by asset class. When disaggregating by:*

(i) *industry—the entity shall use an internationally recognised industry classification system (for example, a classification system that the entity uses for other regulatory or financial reporting purposes). ~~the Global Industry Classification Standard (GICS) 6-digit industry-level code for classifying counterparties, reflecting the latest version of the classification system available at the reporting date.~~*

ISSB による修正提案

15. 2025年1月29日に開催されたISSBボード会議では、ISSBスタッフからGICSの6桁の産業レベルのコードの使用について次のようにISSB基準を修正することが提案された⁶。

- (1) 融資活動及び投資活動を分類するにあたり、全部又は一部において既にGICSを用いている場合、GICSを用いなければならない。
- (2) 融資活動及び投資活動を分類するにあたり、全部又は一部において未だGICSを用いていない場合において、当局又は上場している取引所から、他の報告目的によりポートフォリオを細分化するための別の産業分類システムの使用を要求されているときは、GICSの代わりに当該産業分類システムを用いることができる。複数の産業分類システムを用いる場合、優先順位付けを行ったうえで産業分類システムを選択すべき (should) である。
 - ① 第1順位：気候関連情報の報告目的で用いられる分類システム
 - ② 第2順位：他の報告目的で用いられる分類システム
- (3) (1)及び(2)以外の他のすべての状況において、一般目的財務報告書の利用者にとって有用な方法で分解されたファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を提供するため、産業分類システムを選択することができる。
- (4) GICSを用いない場合、使用した産業分類システムと、当該産業分類システムを選択した基礎 (basis) (例えば、当該産業分類システムがプルデンシャル規制等の他の報告の要求事項の対象となっていることや有用な情報をもたらすと判断している理由等) を説明することを要求する。

⁶ 2025年1月ISSBボード会議アジェンダ・ペーパー (AP) 9C「IFRS S2号における世界産業分類基準 (GICS) を用いるための要求事項に関連する適用上の課題及び懸念点」

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2025/january/issb/ap9c-application-challenges-concerns-requirement-gics-ifrs-s2.pdf>

16. 本資料を作成している 2025 年 1 月 29 日現在、ISSB において本論点は審議中であるが、ISSB 基準が修正されることとなった場合、速やかに修正案に関する公開草案が公表され（コメント期間は 60 日間に短縮される提案となっている。）、2025 年内の確定を目指すことが示唆されている。

当委員会における対応

（本論点の影響を受ける企業）

17. 当委員会では、2025 年 3 月末までにサステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）を公表することを目標として審議を行っているが、それまでに ISSB から ISSB 基準の改訂に関する公開草案が公表される可能性はあるものの、確定しないことは確実である。そこで、2025 年 3 月末から、ISSB 基準が改訂されたことを受け SSBJ 基準が改正されるまで（審議事項 A2-1「IFRS S2 号改訂への対応」のとおり、2026 年 3 月末を目標とすることを想定している。）の SSBJ 基準における GICS の取扱いについて検討する。まず、本論点の影響を受ける企業を整理する。
18. 事務局の調べた限り、2026 年 3 月末までに SSBJ 基準を適用することを要求する法令は現時点で存在せず、2026 年 3 月末までに SSBJ 基準を適用することを要求するような法令が定められる予定はない。適用基準案第 95 項は、「公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができる」としており、2026 年 3 月末までは SSBJ 基準に従って行われる開示はすべて任意の開示になると考えられる。
19. また、気候基準案第 106 項は、任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合、スコープ 3 温室効果ガス（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む。）について、基準を適用する最初の年次報告期間において開示しないことができるとしている。
20. したがって、本論点の影響を受ける企業は、次のすべての条件を満たす企業であると考えられる。
- (1) 2026 年 3 月末までに任意で SSBJ 基準に従った開示を行うことを選択する。
 - (2) ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が要求される、商業銀行に関する活動又は保険に関する活動を行っている。
 - (3) ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示に関する、基準を適用する最初の年次報告期間の経過措置（開示の免除）を適用しないことを選択する。
21. これらのすべての条件を満たす企業の数事は事務局において把握できていないが、そう多くはないのではないかと考えられる。

(2025年3月末までに公表するSSBJ基準における対応)

22. 2025年3月末までに公表するSSBJ基準における対応としては、次の案が考えられる。

案1

2024年3月公開草案の提案を変更せず、産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーの開示（本資料第7項参照）を求め、その産業分類にGICSを使用することを求める。

案2

2024年3月公開草案の提案を変更し、産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーの開示（本資料第7項参照）を求め、その産業分類にGICSを使用することを求めるものの、当面の間、その産業分類にGICS以外の産業分類を使用することができる旨を経過措置として定める。

案3

2024年3月公開草案の提案を変更し、産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーの開示（本資料第7項参照）を求め、その産業分類にGICSを使用することを求めるものの、当面の間、産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の開示をしないことができる旨を経過措置として定める。

案4

2024年3月公開草案の提案を変更し、当面の間、産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーの開示（本資料第7項参照）に関するIFRS S2号の要求事項を取り入れない。

(HPでは文案は非公表)

23. それぞれの提案を比較考慮した場合、検討することが考えられる事項は次のとおりである。

(HPでは非公表)

24. 仮に案1以外の対応を行うこととした場合、国際的な整合性の観点において、現時点ではISSB基準とSSBJ基準との間に差異が生じるものの、ISSBスタッフから当委員会の考えにより近い再提案がなされていることから、本論点について差異が生じることは市場関係者にも受け入れられやすいことが考えられる。

25. また、当委員会の目的の1つが、国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献であることを踏まえると、グローバル・ベースラインとして適切ではないと考えられる要

- 求事項に対して、当委員会として意見発信を行う姿勢を示すことが望ましいと考えられる。
26. さらに、ISSBにより IFRS S2 号の改訂に関する公開草案が公表される時期が現時点で明らかではないことから、作成者が GICS を用いた開示の準備のために、不要なコストをかける可能性を低下させることをより重視し、案 3 とすることが考えられるがどうか。
27. なお、いずれの案においても、ISSB により ISSB 基準の改訂が行われた場合、適用基準に含めることとしている「本基準公表後の対応」 **(HP では非公表)** に従い、SSBJ 基準について同様の改正を行うかどうかについて、可及的速やかに検討を開始することが考えられる。
28. また、SSBJ 基準が金融商品取引法等の法令の枠組みにおいて強制適用となるまでに、ISSB により ISSB 基準の改訂が行われないこととなった場合、適用基準に含めることとしている「本基準公表後の対応」 **(HP では非公表)** として対応することが考えられる。

V. 事務局による提案

29. 以上の検討を踏まえ、GICS の取扱いについては、次のようにすることが考えられるがどうか。
- (1) 2024 年 3 月公開草案を変更し、産業別に分解したファイナンスド・エミッション及びグロス・エクスポージャーの開示を求め、その産業分類に GICS を使用することを求めるものの、当面の間、産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の開示をしないことができる旨を経過措置として定める。**(2024 年 3 月公開草案から変更あり)**
- (2) 気候基準の結論の背景において、GICS の使用に関する要求事項に関連して、対応する ISSB 基準を改訂するかどうかの議論が ISSB において行われているため、当面の間、開示を求めないものの、適用基準における「本基準公表後の対応」 **(HP では非公表)** のとおり、ISSB 基準が改訂された場合には、SSBJ 基準においても同様の改正を行うかどうかの議論を行う予定であることを記述する。**(2024 年 3 月公開草案に含まれていない提案)**

ディスカッション・ポイント

GICS の取扱いに関する事務局の提案（本資料第 29 項参照）について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上